ハ　その適用に係る住宅の取得等が法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものである場合には、その旨

ニ　その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十項の規定により同条の規定の適用を受けた場合には、その旨、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のもののいずれに該当するかの別及びその適用に係る同条第十項に規定する認定住宅等が同項各号に掲げる家屋（同条第十九項の規定によりみなして適用される家屋を含む。）のいずれに該当するかの別（当該住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合に限る。）

ホ　その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十八項又は第十九項の規定により同条の規定の適用を受けた場合には、その旨

第二十六条の三第九項中「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に改め、同条を第二十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書）

第二十六条の三　法第四十一条の二の三第一項に規定する政令で定める者は、同項に規定する住宅借入金等に係る前条第一項に規定する債権者とする。

2　法第四十一条の二の三第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間（同条第一項の個人が同項に規定する住宅借入金等の金額を有しないこととなつた場合には、当該金額を有しないこととなつた日の属する年の前年までの期間）とする。

一　法第四十一条の二の三第一項の個人が同項の家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年が令和五年であり、かつ、その居住に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　適用申請書の提出（法第四十一条の二の三第二項に規定する適用申請書の提出をいう。以下この項において同じ。）を受けた日と同条第一項の個人が同項の家屋を居住の用に供する予定年月日（以下この項において「居住予定日」という。）が同一の年に属する場合　当該適用申請書の提出を受けた日の属する年以後十三年内

ロ　居住予定日の属する年が適用申請書の提出を受けた日の属する年の翌年である場合、居住予定日が明らかでない場合又は居住予定日の属する年の翌年に居住した事実が判明した場合　当該適用申請書の提出を受けた日の属する年以後十四年内

ハ　適用申請書の提出を受けた日の属する年が居住日の属する年の翌年以後である場合　十三年から、居住日の属する年から適用申請書の提出を受けた日の属する年の前年までの期間を控除した期間

二　前号に掲げる場合以外の場合（適用申請書の提出を受けた日と居住予定日が同一の年に属する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　居住予定日の属する年が適用申請書の提出を受けた日の属する年の翌年である場合、居住予定日が明らかでない場合又は居住予定日の属する年の翌年に居住した事実が判明した場合　当該適用申請書の提出を受けた日の属する年以後十一年内

ロ　適用申請書の提出を受けた日の属する年の翌年以後である場合　十年から、居住日の属する年から適用申請書の提出を受けた日の属する年の前年までの期間を控除した期間

3　法第四十一条の二の三第二項の調書の様式は、財務省令で定める。

4　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二の三第四項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第二十六条の四第六項中「第二十六条第二十八項各号」を「第二十六条第三十三項各号」に改め、同条第九項中「第二十六条第二十八項第一号」を「第二十六条第三十三項第一号」に改め、同条第十項中「第二条第一項に規定する貸金業を行う法人」を「第二条第二項に規定する貸金業者」に改め、同条第十一項第三号、第四号及び第五号イ並びに第十二項第二号及び第四号中「貸金業を行う法人」を「貸金業者」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十六条第三十項第一号」を「第二十六条第三十六項第一号」に改め、同条第二十三項中「同条第三十一項及び第三十二項」を「同条第三十四項及び第三十五項」に、「、同条第三十一項」を「、同条第三十四項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二十四項中「前条」を「第二十六条の二」に、「第二十六条第九項第六号」を「前条第十項第五号」に、「次条第十二項第四号」を「第二十六条の四第十二項第四号」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等（同条第十項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項において同じ。）若しくは買取再販認定住宅等の取得（同条第十項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。以下この項において同じ。）に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「同項第二号」を「同項第一号ロ」に、「第二十六条第五項」を「前条第六項」に、「次条第二項」を「第二十六条の四第二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「認定住宅の新築等に」を「認定住宅等の新築取得等に」に、「同項第三号」を「同号ハ」に、「第二十六条第六項」を「前条第七項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「認定住宅等」に、「次条第三項」を「第二十六条の四第三項」に、「同項第四号中「」を「同号ニ中「住宅の取得等（法」に、「「第四十一条の三の二第一項」を「「法第四十一条の三の二第一項」に、「又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等」を「をいう。次号において同じ。）又は認定住宅等の新築等」に、「同項第五号」を「同号ホ」に、「同項第八号」を「同号チ」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に、「次条第二十三項」を「第二十六条の四第二十三項」に、「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第二十五項中「前条第九項」を「第二十六条の二第九項」に改める。

第二十六条の二十八の二第六項第七号ロ中「、同条第三項に規定する医療型児童発達支援又は同条第四項」を「又は同条第三項」に改める。

第二十六条の二十八の五第一項中「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十九の三第三項」を「第四十一条の十九の三第二項」に、「同条第十一項に」を「同条第十項に」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同条第六項中「第四十一条の十九の三第三項に規定する政令」を「第四十一条の十九の三第二項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十一条の十九の三第三項」を「第四十一条の十九の三第二項」に改め、同条第七項中「第四十一条の十九の三第五項」を「第四十一条の十九の三第三項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第九項中「第四十一条の十九の三第五項に規定する政令」を「第四十一条の十九の三第三項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十一条の十九の三第五項」を「第四十一条の十九の三第三項」に、「標準的費用額」を「多世帯同居改修標準的費用額」に改め、同条第十項中「第四十一条の十九の三第三項」を「第四十一条の十九の三第六項」に、「第四十一条の十九の三第四項に」に改め、同項第一号中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第四項」に、「同条第六項」を「同